

②保護者の状況

【令和9年度版】

保育を必要とする理由 (該当する項目全てに○を付けてください)		母の状況		父の状況	
		1 就労 (内定を含む) 4 病気 7 求職	2 不存在 5 障害 8 就学	3 出産 6 介護・看護	1 就労 (内定を含む) 3 病気 6 求職
※以下該当する全ての項目についてご記入ください。					
就 労 (内 定 を 含 む)	事業者 (会社)				
	育児休業取得 (予定) 期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※就労が理由で内定した場合、原則入園月の末日までに復職が必要です。 重要事項確認票No.16をご確認ください。		年 月 日 ~ 年 月 日 ※就労が理由で内定した場合、原則入園月の末日までに復職が必要です。 重要事項確認票No.16をご確認ください。	
	育児短時間勤務等を取得 (予定) している場合の取得期間および勤務条件	年 月 日 ~ 年 月 日 月平均 日 時 分 ~ 時 分		年 月 日 ~ 年 月 日 月平均 日 時 分 ~ 時 分	
	単身赴任がある方のみ	赴任開始 (予定) 日: 年 月 日 赴任終了 (予定) 日: 年 月 日 赴任 (予定) 地: _____		赴任開始 (予定) 日: 年 月 日 赴任終了 (予定) 日: 年 月 日 赴任 (予定) 地: _____	
	複数か所で勤務している方のみ	月の総労働日数: 平均 日 月の総労働時間: 平均 時間 (※休憩を含む。)		月の総労働日数: 平均 日 月の総労働時間: 平均 時間 (※休憩を含む。)	
	申込締切日前3か月以内に退職および転職された方は、つぎの事項をご記入ください。退職理由が会社都合または解雇の場合は、退職理由が確認できる書類をご提出ください。				
	退職前勤務先名				
	退職日	年 月 日		年 月 日	
	退職前契約勤務日数	月平均 日		月平均 日	
	退職前契約勤務時間	時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分	
退職時の育休等取得状況	取得していた ・ 取得していなかった		取得していた ・ 取得していなかった		
退職理由	自己都合 ・ 会社都合 ・ 解雇		自己都合 ・ 会社都合 ・ 解雇		
不 存 在	理由	死亡・離婚・未婚・失踪・拘禁 離婚前提の別居・その他 ()		死亡・離婚・未婚・失踪・拘禁 離婚前提の別居・その他 ()	
	発生時期	年 月 日 (頃) から		年 月 日 (頃) から	
出 産	出産要件について	出産要件期間中 (出産予定日の6週間前の月の初日から、出産日の翌日から起算して8週間を経過する月の末日まで) は、保育指数が24点で算定されます。この期間中に内定した場合、復職は不要です。			
	①a、①b、②のいずれかに ☑してください。 (求職中の方は記入不要)	☐ ① 産後休業終了後、育児休業を取得する ☐ a 産後休業終了後翌月以降も、育児休業を取得する 出産要件期間終了翌月以降は就労要件で算定されるため、入園月の末日までに復職が必要です。 復職を望まない方は、『利用申込取下げ書』の提出をご確認ください。 ☐ b 産後休業終了後、一旦育児休業を取得するが、同月中に復職する 出産要件期間の最終月中に復職する場合は、最終月以降は保育指数が就労要件で算定されます。 入園月の末日までに復職し、『復職証明書』を復職後14日以内に提出ください。 (出産要件期間の最終月の前月までは、保育指数は24点で算定されます。) ☐ ② 産後休業終了後、育児休業を取得せず、直ちに復職する 復職後14日以内に『復職証明書』をご提出ください。利用調整時の保育指数は就労要件で算定されます。			
病 気 ・ 障 害	病名・障害名				
	手帳の有無	無 ・ 有	身体障害者・精神障害者保健福祉手帳 (級) 愛の手帳 (療育手帳) (度)	無 ・ 有	身体障害者・精神障害者保健福祉手帳 (級) 愛の手帳 (療育手帳) (度)
	状況	・入院 (年 月 日から) ・通院通所 (月 回) ・自宅療養		・入院 (年 月 日から) ・通院通所 (月 回) ・自宅療養	
介 護 ・ 看 護	介護・看護を受ける人	氏名 (続柄:)		氏名 (続柄:)	
求 職	求職活動状況	活動内容 (例: ㈱〇〇に〇月〇日に面接予定)			
就 学	学校名				

かいがいしゅっしん かた きにゆう 海外出身の方はこちらをご記入ください (For everyone except for Japanese, please fill in the blank below)	
しゅっしん こく 出身国 (From)	母 (Mother) : (出身) I`m from( ) 父 (Father) : (出身) I`m from()
にほんご 日本語のレベル (Please check ☐ in the box)	はは 母 (Mother) : ☐読み書きができる / ☐会話できる / ☐会話・読み書きが両方できない ちち 父 (Father) : ☐読み書きができる / ☐会話できる / ☐会話・読み書きが両方できない

備考欄 (後日提出する予定の書類がある場合等)	
(例: 母分の就労証明書、令和7年度分の父課税証明書を現在準備中です。)	
※提出予定と記入された書類については、原則不足の連絡はいたしません。	

※ 申込書を提出後、家庭状況や希望園に変更が生じた場合は、各月の申込締切日までに証明書、変更届等をご提出ください。
※ 記載内容と事実の相違があった場合、教育・保育給付認定および入園 (内定) を取り消すことがあります。

③児童の状況 No. 1

【令和9年度版】

※申込児童のみ記入し、3名以上いる場合は、コピーしてお使いください。

※各項目全てにチェックまたは必要事項を記入してください。

児童① 氏名	児童② 氏名
児童の健康状況	児童の健康状況
● 出産の状態をお書きください。 妊娠（ ）週で出生 出産時の体重（ ）g ・ 出産時の身長（ ）cm	● 出産の状態をお書きください。 妊娠（ ）週で出生 出産時の体重（ ）g ・ 出産時の身長（ ）cm
● 直近で受けた健康診断をお書きください。（ ）歳（ ）ヶ月健診 その際に指導がありましたか。 ☐ あった ☐ ない 内容（ ）	● 直近で受けた健康診断をお書きください。（ ）歳（ ）ヶ月健診 その際に指導がありましたか。 ☐ あった ☐ ない 内容（ ）
● 生まれた時に病気があり治療を受けましたか。 ☐ あった 病名 ☐ ない ☐ あったが完治	● 生まれた時に病気があり治療を受けましたか。 ☐ あった 病名 ☐ ない ☐ あったが完治
● お子様の慢性的な病気や発達のことで相談している病院はありますか。 ☐ ある ☐ ない 病 名（ ☐ 同上 ） 病院名（ ） 症 状（ ） 通院の頻度は [週 ・ 月 ・ 年 回 程度] 手術の予定は ☐ ある（ 令和 年 月頃 ） ☐ ない	● お子様の慢性的な病気や発達のことで相談している病院はありますか。 ☐ ある ☐ ない 病 名（ ☐ 同上 ） 病院名（ ） 症 状（ ） 通院の頻度は [週 ・ 月 ・ 年 回 程度] 手術の予定は ☐ ある（ 令和 年 月頃 ） ☐ ない
● 医師から生活上の制限や配慮等の指示を受けていますか。 ☐ 受けている ☐ 受けていない 内容（ ）	● 医師から生活上の制限や配慮等の指示を受けていますか。 ☐ 受けている ☐ 受けていない 内容（ ）
● ひきつけを起こしたことはありますか。 ☐ ある [歳 か月の時] ☐ ない	● ひきつけを起こしたことはありますか。 ☐ ある [歳 か月の時] ☐ ない
● 現在療育に通っていますか。 ☐ 通っている ☐ 通っていない 施設名（ ） 通所の頻度は [週 ・ 月 ・ 年 回 程度]	● 現在療育に通っていますか。 ☐ 通っている ☐ 通っていない 施設名（ ） 通所の頻度は [週 ・ 月 ・ 年 回 程度]
● 入園に当たり、健康・発達などについて気になることはありますか。 ☐ ある ☐ ない 内容（ ） 例）・発語が無い・偏食がある・気持ちの切替えが難しい・落ち着きがない など	● 入園に当たり、健康・発達などについて気になることはありますか。 ☐ ある ☐ ない 内容（ ） 例）・発語が無い・偏食がある・気持ちの切替えが難しい・落ち着きがない など
● 障害者手帳（身体・精神）、愛の手帳（療育手帳）をお持ちですか。 ☐ ある ☐ 申請中 ☐ ない ☐ 障害者手帳（身体・精神） ☐ 愛の手帳（療育手帳） 級（度）	● 障害者手帳（身体・精神）、愛の手帳（療育手帳）をお持ちですか。 ☐ ある ☐ 申請中 ☐ ない ☐ 障害者手帳（身体・精神） ☐ 愛の手帳（療育手帳） 級（度）

◆ 重要事項 ◆

※上記項目の「ある」に該当する場合、必ず保育支援係までご相談ください（希望する保育施設により受入れ方法が異なります）。

※健康状況を申告いただいても、面接・健康診断の結果によっては内定が取消しとなることがあります（④重要事項確認票 No.1の7番）。

児童①の障害児保育の希望 障害児保育を申し込むかチェックしてください。 （障害児保育の詳細は、「保育利用のご案内」P.40、41）	児童②の障害児保育の希望 障害児保育を申し込むかチェックしてください。 （障害児保育の詳細は、「保育利用のご案内」P.40、41）
☐ 【通常保育】で申し込む（特段の配慮は不要） ☐ 【配慮を必要とする保育（障害児保育）】で申し込む ☐ 【医療的ケアが必要な保育】で申し込む	☐ 【通常保育】で申し込む（特段の配慮は不要） ☐ 【配慮を必要とする保育（障害児保育）】で申し込む ☐ 【医療的ケアが必要な保育】で申し込む
※【障害児保育】・【医療的ケアが必要な保育】の申込みには、別途『心身状況表』『主治医等見解書』等の提出が必要です。 ・【配慮が必要な保育（障害児保育）】とは、健康面や発達面で何らかの支援や配慮を必要とする保育 （例：歩行が難しい、発語が無い、食事形態の変更が必要、気持ちの切り替えができにくい、落ち着きがない など） ・【医療的ケアが必要な保育】とは、日常生活の中で医療的ケアが必要な保育 （例：導尿、たん吸引、経管栄養、血糖値測定、インスリン投与 など）	
※児童の健康面や発達面について気になる点があるにもかかわらず【通常保育】でお申し込みいただいた場合、内定後の面接や健康診断の結果、支援が必要と判断され、内定が取消しとなる可能性が高くなります。健康面や発達面で気になる点がある場合は、障害児保育でのお申込みをご検討ください。なお、発達がゆっくりなお子さまについても、障害児保育でのお申込みが必要となる場合があります。	

児童の状況No.2（裏面）もご記入ください。

③児童の状況 No. 2

【令和9年度版】

※申込児童のみ記入し、3名以上いる場合は、コピーしてお使いください。

※各項目全てにチェックまたは必要事項をご記入ください。

児童①の食物アレルギーについて	児童②の食物アレルギーについて
● 食物アレルギーはありますか。 ☐ ある ☐ 検査していないため不明 ☐ ない 制限する食品等（未摂取の食品を除く。） ☐ 卵 ☐ 乳 ☐ 小麦 ☐ 大豆 ☐ えび ☐ かに ☐ そば ☐ 落花生 ☐ その他（ ） ● 食物アレルギー対応について別冊「保育園等一覧」で確認し、各施設へ対応の可否について確認しましたか。 ☐ 確認済み ● 食物アレルギーに関して医師の診断はありますか。 ☐ ある（病院名： ） ☐ ない ● 症状（服薬がある場合は頻度等もご記入ください） （ ）	● 食物アレルギーはありますか。 ☐ ある ☐ 検査していないため不明 ☐ ない 制限する食品等（未摂取の食品を除く。） ☐ 卵 ☐ 乳 ☐ 小麦 ☐ 大豆 ☐ えび ☐ かに ☐ そば ☐ 落花生 ☐ その他（ ） ● 食物アレルギー対応について別冊「保育園等一覧」で確認し、各施設へ対応の可否について確認しましたか。 ☐ 確認済み ● 食物アレルギーに関して医師の診断はありますか。 ☐ ある（病院名： ） ☐ ない ● 症状（服薬がある場合は頻度等もご記入ください） （ ）
◆ 重要事項 ◆ ※保育園等により食物アレルギー対応が異なります。食物アレルギー対応については、申込み前に必ず各施設等にお問い合わせください。食物アレルギーの症状によっては、内定が取消しとなることがあります（④重要事項確認票 No.1の4番）。	

児童①の現在の保育状況 ※該当するものにチェックしてください。	児童②の現在の保育状況 ※該当するものにチェックしてください。
☐ 保育園等に預けている（地域型保育事業を含む） ・入園月 年 月 日 ・施設名 （ ） ☐ 認証保育所等の認可外保育施設に預けている（一時預かりを含む） ・施設名（ ） ・保育開始日 年 月 日 ・保育時間 時 分 ～ 時 分（週 日） ☐ 保護者等が保育している ・保育している人 ☐ 母 ☐ 父 ☐ 祖母 ☐ 祖父 ☐ その他（ ） ・保育場所 ☐ 自宅 ☐ 勤務先に連れて行く（帯同） ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）	☐ 保育園等に預けている（地域型保育事業を含む） ・入園月 年 月 日 ・施設名 （ ） ☐ 認証保育所等の認可外保育施設に預けている（一時預かりを含む） ・施設名（ ） ・保育開始日 年 月 日 ・保育時間 時 分 ～ 時 分（週 日） ☐ 保護者等が保育している ・保育している人 ☐ 母 ☐ 父 ☐ 祖母 ☐ 祖父 ☐ その他（ ） ・保育場所 ☐ 自宅 ☐ 勤務先に連れて行く（帯同） ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）

きょうだいで申込みをされる方へ

きょうだいで申込みをされる方は、下記の組合せのご希望についてチェックしてください。チェックしたご希望の条件を満たさない限り、内定にはなりません。育児休業中の方が「ひとりでも入園できれば入園する」を希望した場合に、ひとは入園、もうひとりが入園できなかったときでも復職が必要です。

①きょうだいの組合せについて（必ずご記入ください。） ※「同時期」とは、内定発表時のことを指します。例：4月一次と二次は別時期の取扱いとなります。 ※「同園」とは、送り迎え時にきょうだいと同じ園にそろうことを指します。 ※「入園」とは、保育園等の変更（転園）も含みます。	
☐ 同時期に同じ保育園等に入れなければ、入園しない （同時期・同園希望） →以下不要 ☐ 別々の保育園等でもよいが、同時期でないと入園しない （同時期希望・別園可） →②へ ☐ ひとりでも入園できれば入園する 双子の場合の優先児童名 └─ ☐ 入園できる児童から入園する →②へ ☐ 児童名： が入園できない場合は、その他の児童も入園を希望しない →②へ	
② きょうだいで同時期に入園できる場合 ☐ 上位希望園で別園になるよりも、下位希望園で同園を希望する ※同時期に希望順位が高い園で別園になる場合であっても、<u>希望順位の低い同園</u>での内定を優先します。 ☐ 希望順位を優先し、別園でも希望する ※同時期に希望順位が低い園で同園になる場合であっても、<u>希望順位の高い別園</u>での内定を優先します。	

④重要事項確認票 No. 1

【令和9年度版】

※利用調整において重要な事項を記載しています。

下記の事項をすべてご確認いただいたうえで裏面にご署名ください。

1	利用調整に必要な書類は必ず申込締切日までにご提出ください。締切日より後に受理した場合は、次回利用調整から審査対象となります。なお、郵送で申込書等の書類を提出した場合、必要書類の同封漏れや郵便事情による未着および到着遅延について区は一切責任を負いません。
2	申込み後、家庭状況（住所、家族構成、就労先（転職含む）、保育状況等）が変わった場合は、 至急、『保育園等利用申込内容変更届』や『就労証明書』等必要な書類をご提出ください。 申込内容と事実が異なる場合は、内定の取消または退園になることがあります。 ※住所変更により、マイナンバーによる情報照会先となる自治体が変わる可能性がありますので、一時的な転居であっても漏れなくご提出ください。
3	申込書①「希望する保育園等」は、欠員や待機児童の有無にかかわらず、利用したい保育園等を希望順に、通える範囲内でご記入ください。ただし、 内定後に内定を辞退した場合は、同時に申込書も取下げとなります。また、4月入園を併せて申し込んでいる場合であっても4月以前の利用調整で内定または当該内定を辞退した場合、申込み自体が取下げとなります。12月入園、1月入園および2月入園の利用調整で内定または当該内定を辞退された場合については、再度お申込みできるのは4月二次利用調整からとなりますので、ご注意ください。
4	保育園等は、 施設によって児童の年齢による保育時間（保育園等で預ける時間）や設置・運営に関わる基準等が異なります。 また、保育園等により 食物アレルギー対応の実施の有無や対応等が異なります ので、希望される保育園等に申込み前に 必ずお問い合わせください。 食物アレルギーの症状によっては、保育園等で対応できず、内定後の面接・健康診断で内定が取消しになることがあります。
5	保育園等によって受入対象年齢が異なります。利用希望施設の受入対象年齢を必ずご確認ください。 対象年齢に該当しない希望施設園は 利用調整の対象外となります。 0歳児クラスを申込みの方は、利用希望月の1日に受入月齢を満たしていない場合は、利用調整の対象外となります（申込書の有効期間内に月齢が達し次第、利用調整の対象となります）。
6	延長保育は、 保育園等により、実施の有無、延長保育料、実施時間帯、定員等 が異なりますので、希望保育園等を選択する際は、十分ご注意ください。 区立保育園での延長保育を希望される方は利用申込書とは別に、『区立保育園 延長保育申込書』をご提出ください。 私立保育園、地域型保育事業での延長保育を希望される方は内定後、各保育園等に直接お申込みください。
7	保育園等に内定したときは、入園までに、内定した保育園等で面接と健康診断を受けていただきます。 面接と健康診断が受けられない場合や、面接と健康診断の結果、集団生活ができない、もしくは安全な保育のために特別な配慮が必要と判断された場合、内定が取消しになることがあります。内定月中に別の保育園等に内定を出すことはできません。
8	就労を理由に申し込む方は、就労実績を重視して指数を算定します。 『就労証明書』の就労実績がひと月も契約日数・時間に満たない場合は、利用調整では指数が低く算定されます （就労実績が契約日数・時間に満たない方で、『就労証明書』提出後に就労実績が増えた場合は、改めて『就労証明書』をご提出ください）。
9	同一指数世帯の優先事項において住民税額が低額の世帯を優先する場合、区の課税台帳にある所得情報に基づいて利用調整します。申告漏れや提出漏れがある等、 所得情報が確認できない場合、利用調整において不利になります。 利用調整後、修正申告等により住民税額が低額になったとしても利用調整結果は変更しません。ただし、住民税額が増額になった場合は、利用調整を見直し、内定が取消しになることがあります。
10	申込書の有効期間は、 利用希望月と同一年度内の利用調整まで（利用希望月と同一年度の2月入園の利用調整まで） です。 翌年度4月以降の入園を希望する場合は、改めて4月以降の入園書類（申込書類一式の提出）が必要です。 詳細は「保育利用のご案内」をご確認ください。入園ができなかった場合、最初の利用希望月のみ『保育利用保留通知書』をお送りします。
11	保育園等利用申込書の有効期間内に、教育・保育給付認定通知書の有効期間が切れた場合は、追加書類の提出があるまで求職の事由で、保育園等利用申込書の有効期限まで延長します。
12	教育・保育給付認定通知書の交付について、申請が集中するなど、教育・保育給付認定の審査に時間を要した場合、申請から教育・保育給付認定通知書の交付まで30日を超える場合があります。また、『育児休業延長許可の申出書』を提出された場合、保育指数を著しく下げる期間は『子どものための教育・保育給付認定通知書』の発送を延期します。
13	基本保育時間が8時間の施設へ入園した場合、保育必要量は短時間認定となります。
14	本紙は令和8年発行の令和9年度版様式です。該当する年度以外の様式を使用し申込みされた場合、最新年度版の様式および保育利用のご案内の内容に同意したものとみなします。

次ページもご確認ください

※利用調整において重要な事項を記載しています。

下記の事項をすべてご確認いただいたうえでご署名ください。

15	(区立委託園・委託予定園・民営化予定園に入園を希望される方へ) 委託予定園は、委託開始に伴い事業者の職員による運営に変わります。また、既委託園についても運営事業者が今後変更になる場合があります。民営化予定園は現在の運営委託事業者が運営する私立保育園になります。そのことを踏まえて、お申込みください。委託予定の園および民営化予定の園については、別冊「保育園等一覧」をご確認ください。
16	(育児休業を取得している(取得予定の)場合) 申込児童が保育園等に内定したときは、入園月の末日までに復職し、『復職証明書』を復職後14日以内に提出してください。 また、下記に該当した場合、内定の取消しまたは退園になることがあります。 ・入園月の末日までに育児休業取得前と同じ条件で復職しなかった場合(育児短時間勤務等の場合を除く。) ・元の勤務先に復職せず転職・退職した場合 ・正規の勤務時間とみなして指数を算定されていた方が、勤務日数を短縮または1日6時間未満の育児短時間勤務で復職した場合 ・入園月翌月以降に、入園児童本人の育児休業を取得した場合
17	(就労中の方が出産を予定している場合) 出産要件期間中(出産予定日の6週間前の月の初日から、出産日の翌日から起算して8週間を経過する月の末日まで)は、保育指数が24点で算定されます。この期間中に内定した場合、復職は不要です。 申込書②「産後休業終了月中に復職する」を選択した方は、最終月以降は保育指数が就労要件で算定されます。入園月の末日までに復職し、『復職証明書』を復職後14日以内に提出してください。 また、下記に該当した場合、内定の取消しまたは退園になることがあります。 ・申込み時に申し出がなく、内定(入園を含む)した後に妊娠(出産)が判明した場合 ・(申込書②「産後休業終了後育児休業を取得せず、直ちに復職する」を選択した方) 出産された児童の預け先が見つからずに復職できない場合および産後休業(産後パパ育休を含む)後に出産された児童にかかる育児休業を取得する場合
18	(育児短時間勤務等を取得している(取得予定の)場合) 育児短時間勤務等の取得内容によって、算定される指数が異なります。正規の勤務時間とみなして指数を算定されていた方が、勤務日数を短縮あるいは1日6時間未満の育児短時間勤務で復職した場合は、内定の取消しまたは退園になることがあります。
19	(家庭的保育事業(以下保育ママ)を希望している場合) 保育ママの保育時間(8時間)での送迎が可能か必ずご確認ください。 食物アレルギーなどの対応を一部の施設のみ実施しています。内定後に保育ママでは対応できない食物アレルギーであるとわかった場合、弁当持参をお願いすることや、児童の安全のために転園の手続きをお取りいただくことがあります。給食を搬入する施設では、土曜日の昼食、離乳食、おやつは市販の調理済み食品等を提供します。
20	(居宅訪問型保育事業を希望している場合) 申込み前に別冊「保育園等一覧」の注意事項を必ずご確認ください。
21	(練馬区外の保育園等と併願される方へ) 申込締切日や必要書類等は、自治体により異なります。また、児童の年齢等により受入れを制限している場合がありますので、必ず申込み前に希望園のある自治体にご確認ください。利用調整は希望先の自治体が行うため、練馬区と同じ申込手続では対象外になることがあります。また、申込み受付後、練馬区で保育の必要性を認定し、その後希望園のある自治体へ書類を送付しますので、希望園のある自治体の申込締切日7日前までに練馬区へご提出ください。
★保育園等の変更(転園)を申し込む場合	
22	保育園等の変更(転園)が内定した場合は、いかなる理由があっても元の保育園等に戻ることはできません(区外の保育園等への変更(転園)を含む)。内定した後で辞退すると、元の保育園等は退園になります。申込み後に保育園等を変更(転園)する意思がなくなった場合は、直ちに『保育園等利用申込取下げ書』をご提出ください。原則、申込締切日を過ぎて提出された申込取下げ書はその月の利用調整に反映できません。
◆練馬区外から申込みされる方へ(練馬区へ転入予定がない方)	
23	転入予定がない方は、練馬区の申込締切日の7日前までにお住まいの自治体を通してお申込みください。また、利用希望月の1日までに練馬区へ転入予定のない児童は、一定の申込制限を設けていますので必ず事前にご確認ください。
◆練馬区外から申込みされる方へ(練馬区へ転入予定の方)	
24	(練馬区内の保育園等を希望する方) 練馬区へ転入予定で申込みをされる方は、申込締切日までに練馬区に直接お申し込みください。利用希望月の1日までに練馬区へ転入かつ住民票を異動し、『保育園等利用申込内容変更届』の提出(住所変更の届出)をしてください。 ※内定した方で入園月の1日までに転入かつ住民票の異動ができない場合、内定が取消しになることがあります。
25	申込締切日において、利用希望月の1日までに練馬区へ転入することが確認できる書類(賃貸借契約書・売買契約書のコピー等)が添付されていない場合は、練馬区民と同等の利用調整はできません。
◆練馬区外へ転出する場合	
26	練馬区外へ転出する場合は、転出前に『保育園等利用申込取下げ書』をご提出ください。提出がない場合でも、区外への転出が確認された時点で、練馬区内の保育園等の申込みは取下げとなります。
27	練馬区内の保育園等に内定中で入園月よりも前に練馬区外へ転出された場合、内定が取消しになることがあります。また、再度練馬区内の保育園等を希望する場合、改めて申込みが必要となります。
上記の事項について全て確認し、保護者全員同意の上で申請します。	
令和 年 月 日 保護者氏名	

⑤マイナンバー記入用紙

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「法」という。）」の規定により、代表保護者の身元確認および個人番号（以下、「マイナンバー」という。）確認が必要となります。以下すべての項目をご記入のうえ、**身元確認とマイナンバー確認ができる書類のコピーをこの用紙と併せてご提出ください。なお、代表保護者以外の本人確認書類は添付不要です。**

※「代表保護者」は、申込書①における「代表保護者氏名」と同一としてください。

			記入年月日		年 月 日		
保 護 者	代表保護者に☑ (いずれか1名に☑)	フリガナ 氏 名	申込児童から みた続柄		生 年 月 日		
					年 月 日		
	マイナンバー						
	代表保護者に☑ (いずれか1名に☑)	フリガナ 氏 名	申込児童から みた続柄		生 年 月 日		
					年 月 日		
	マイナンバー						

申 込 に か か る 児 童	フリガナ 氏 名	生 年 月 日					
		年 月 日					
	マイナンバー						
	フリガナ 氏 名	生 年 月 日					
		年 月 日					
	マイナンバー						
	フリガナ 氏 名	生 年 月 日					
	マイナンバー						

【本人確認書類】（代表保護者1名のみ）

マイナンバーカードを表裏両面ご提出される方は、身元確認とマイナンバー確認を同時に行うことができます。マイナンバーカード以外をご提出の方は、身元確認書類とマイナンバー確認書類の両方が必要となります。

下記の書類から1点		
マイナンバー確認書類	☐ マイナンバーカード（表裏両面） ☐ マイナンバー通知カード ☐ マイナンバーが記載された住民票の写し ☐ マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書	
身元確認書類 （①または②）	① 下記の書類から1点 （顔写真付き証明書）	② 下記の書類から2点 （顔写真なし証明書）
	☐ 運転免許証（表裏両面） ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 ☐ 在留カードまたは特別永住者証明書 ☐ その他 （ ）	☐ 資格確認書（健康保険証※1）（表裏両面） ☐ 国民年金手帳 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当受給証明書 ☐ その他 （ ）

※1 有効期限切れの健康保険証は身元確認書類として使用できません。

【備考】

- ・マイナンバーは法第9条に基づき、定められた事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本様式は法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・練馬区外にお住まいだった場合は、他の区市町村に当該情報の照会を行います。
- ・電子申請の場合は、マイナンバー記入用紙（本紙）の提出は不要です。ぴたりサービス（令和8年10月27日以降は「マイポータル」）にてマイナンバーを入力していただきます。
- ・郵送申請の場合は、マイナンバー記入用紙（本紙）と、申請者のマイナンバー確認書類および身元確認書類を、簡易書留やレターパックなど、発着記録が残る方法で送付してください。なお、郵送事故による未着や破損などに対する責任を区は一切負うことができません。
- ・申込み後に家庭状況（住所、家族構成等）の変更が生じたにもかかわらず、必要な届出がないことを原因とする、住基事務処理誤りについて、区は責任を負うことができません。